

## 御殿場市生涯学習推進に係る奨励事業実施要項

### 1 目的

この要項は、生涯学習の関係機関及び団体等（以下「生涯学習団体等」という。）が実施する御殿場市の生涯学習推進事業（みくりやの5×5活動）に対し、奨励及び援助を行い、市民の生涯学習活動の振興を図ることを目的とする。

### 2 奨励する事業

奨励事業とは、生涯学習団体等が行う次に掲げる生涯学習関連事業とする。

- (1) 地区住民を対象とした地域づくり活動及び啓発活動
- (2) 市民の生涯学習活性化のための講座、教室等の事業
- (3) 生涯学習団体等で実施する指導者養成のための事業
- (4) 生涯学習団体等の構成員相互の研修事業
- (5) その他生涯学習の振興に効果が期待されると認めた事業

### 3 奨励金の交付条件

奨励金を交付できる奨励事業は、次の要件を満たすものとし、同一生涯学習団体等へ通算3回を限度に交付することができる。

- (1) 通年6日以上活動を行っている生涯学習団体等であり、その生涯学習団体等が行う事業であること
- (2) 他の補助金、交付金の対象となっていないこと
- (3) 事業経費の3分の1以上が、生涯学習団体等の負担で賄われていること

### 4 計画及び報告

この要項により、奨励金の交付を受けようとするものは、あらかじめ生涯学習奨励事業計画書（様式1）により申請し、交付が認められた場合には交付金交付申請書により改めて申請し、事業が終了したときは交付金精算報告書を教育委員会社会教育課に提出しなければならない。

### 5 奨励金の額及び交付

奨励金の額は、事業の内容を考慮し、経費の3分の2以内、3万円を限度として教育長が決定し、交付する。

### 6 補則

この要項に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要項は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 御殿場市生涯学習事業推進要項（昭和62年10月23日施行）は、廃止する。

附 則

この要項は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年9月1日から施行する。